

令和3年度（第14期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」
募 集 要 項

「山形県」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「やまがたグローバル人材育成推進協議会」では、令和3年度（第14期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機

運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、山形県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成するやまがたグローバル人材育成推進協議会（以下「本協議会」という。）が実施するやまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

近年、世界経済は、人やモノ、金、技術、情報などが国境を越えて移動するグローバル化が進み、デジタル技術をはじめとするイノベーションは飛躍的な進歩を遂げています。同時に国際社会は、気候変動、海洋汚染、パンデミックなど地球規模の様々な課題に直面し、皆さんが学ぶ山形県でも、日々、それら世界規模の変化と課題への対応を迫られています。また、山形県の社会・経済を支える人の動きを見ると、少子高齢化の進行や社会的移動等による人口減少が加速する一方、外国人観光客や在住外国人の数は年々増えており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

このような中、山形県は令和2年3月に「第2次山形県国際戦略」を策定し、「多文化共生を推進するとともに、活力ある地域社会を維持し、そして発展させていくため、海外との多様な交流による県民の国際理解を促進し、郷土愛を育みながら、次代を担う国際的な視野を持った人材の育成を推進することにより、地域の国際化を進める」方針を打ち出しました。前例のない世界規模の「変化」に対し、地域の現状を踏まえた的確な現状分析と判断をリードできる人材、正に「高度グローバル人材」と呼ぶべき人材を増やすことが、今ほど求められる時代はありませんでした。今、この人材育成の成

否が、山形県が「変化」を発展の契機にできるか、あるいは、それに翻弄されて終わるかを左右する局面にあるのです。

そこで、本プログラムでは、地域産業の発展に向けて、さらなるグローバル化が期待される分野のうち、①特有の自然環境、肥沃な土壌、清冽な水などを背景に優れた農産物を生み出す農業分野と、②世界をリードする高度技術を背景に県内総生産（名目）の約4分の1を生み出す製造業分野に特に注目し、それぞれに求められる高度グローバル人材の育成を図ります。さらに、地域の国際化について多様な見地から考察し、具体策を提案できる人材を育みます。

2. 事業の概要

「農業分野」、「製造業分野」及び「地域・まちづくり」分野において、前例のない世界規模の「変化」を山形県のさらなる発展の契機とするため、次のような人材を育成します。

1. 山形県の農産物の海外販路開拓に貢献できる人材
2. 山形県のものづくり産業のグローバル展開に貢献できる人材
3. 山形県の国際化について、多様な見地から考察し、具体策を提案できる人材

育成対象は、山形県内の高等教育機関に在籍する学生です。このプログラムは、「食・農業海外展開コース」、「ものづくり海外展開コース」及び「地域国際化コース」の中から1つを選び、山形県内での事前インターンシップ、海外でのインターンシップ及び帰国後の山形県内でのインターンシップを中心にしたカリキュラムとなります。

このプログラムは、山形県、県内ものづくり企業、金融機関、山形大学、鶴岡工業高等専門学校、東北文教大学など産学官の連携により、地域発展に貢献できる人材の育成を図るものです。連携の枠組みに参加している企業等は、皆さんの山形県内におけるインターンシップの受入れや、海外インターンシップ先（＝各社海外拠点など）の紹介を行う場合もあります。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

- (3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材
- (4) 卒業後、地域の企業等に就職する等、地域に定着し、意欲的に地域の発展に貢献する人材
- (5) 地域企業の活性化とグローバル化に寄与できるように、積極的に学ぶ意欲が高く、留学を通じて広い視野を獲得できる可能性のある人材
- (6) 留学先でコミュニケーションをとることができる程度の外国語運用能力を持つもの

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、山形県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

前例のない社会・経済状況の「変化」に対し、綿密かつ幅広い現状分析を踏まえ、「変化」に翻弄されず、「変化」を発展の契機にする気概をもって対応に臨む「高度グローバル人材」を育成するため、3つのコースを設けました。応募者はこの中から1つを選択します。

1. 食・農業海外展開コース

山形県の農業、食品加工業、その他関連産業に関わる課題解決型の地域・海外インターンシップを実施するもので、主に、農学系、生物学系の学生を対象とします。

2. ものづくり海外展開コース

世界をリードする高度技術を有する山形県ものづくり産業のリアルタイムの実践に触れるもので、主に工学系と理学系の学生を対象とします。また、ものづくり産業における販路開拓や海外展開に関わる実務にも触れるため、企業の総合職に関心を抱く文科系の学生にも適しています。

3. 地域国際化コース

異文化交流の創出、県民の国際理解の促進、在住外国人支援など山形県の国際化について、多様な見地から考察し、具体策を提案できる人材の育成を目指しており、主に文科系の学生を対象とします。

(2) 事前オリエンテーション及び事後報告会

本プログラムに参加する「派遣留学生」は、事前英語教育、事前オリエンテーション、壮行会、事後報告会に参加する必要があります。「派遣留学生」に対し、山形大学小白川キャンパスに配置さ

れている地域コーディネーター、もしくはそれぞれの高等教育機関及び山形大学の3つのキャンパスに配置されているサブコーディネーターが相談や事前教育などの面で支援します。加えて日本代表プログラムの事前研修及び事後研修も、全国コースの学生とともに参加する必要があります。

① 事前英語教育

グローバル（海外）インターンシップを有意義なものにするために、e-learning 等による英語学習を行い、英語力を高めます。

② 事前オリエンテーション（令和3年6月26日（土））

地域の現状や課題を把握するプログラムを実践します。協働学修によってプログラムに取り組む意欲を高めます。また、海外生活についての注意事項や地域事前及び事後インターンシップを県内企業で実施しますので、社会人としてのマナーの講座を行う予定です。

③ 日本代表プログラム 事前研修に参加。開催場所は関東及び関西を予定していますが、実施日時、実施方法については決まり次第、在籍大学等を通じ採用決定者宛てに通知します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、会場の変更やオンラインでの実施の可能性があります。

④ 地域壮行会（令和3年7月10日（土））

壮行会においては地域コーディネーター、サブコーディネーター、インターンシップ先の企業・団体の関係者だけでなく地域企業、県などの自治体の方々と新たな人脈を構築します。さらに、他の参加学生と交流を深めます。

⑤ 事後報告会（令和4年3月中旬予定）

事後報告会では、海外でのインターンシップを通して学んだことや活動の成果について、報告書を作成し、それに基づいた報告・意見交換会を企業関係者、協議会関係者の中で行います。また、今後の活動についての決意表明も行います。全体のまとめとしての行動計画（最終報告書）も作成します。今後、本プログラムでの留学を検討している学生たちに対しての動機づけや広報を目的にして、事後報告会を公開とします。

⑥ 日本代表プログラム 事後研修に参加（原則として令和3年度以内（2022年3月31日まで）に、年10回（3月、9月、12月予定）開催する事後研修（2日間）のいずれか1回）。開催場所は関東及び関西を予定しています。

(3) 留学プログラム、事前・事後インターンシップ

3つのコースとも、それぞれ以下のインターンシップを行います。

- 1) 県内での事前インターンシップ（2週間程度）
- 2) 海外でのインターンシップ（28日以上2か月以内（1か月半程度推奨））
- 3) 県内での事後インターンシップ（2週間程度）

地域での2度のインターンシップ（事前インターンシップ、事後インターンシップ合わせて20日以上）を通して、地域企業や地域を取り巻く情勢について身をもって理解し、海外インターンシップで海外での学生自身のあり方や、地域のあり方などを理解することを目指します。

具体的なインターンシップ先、学習内容、活動内容などは、学生自らが設計を行いますが、この際、当該企業担当者、地域コーディネーターやサブコーディネーターとの綿密な打ち合わせを通してインターンシップの内容や派遣国を決定し、計画を固めます。なお、地域インターンシップでの派遣先企業をできるだけ本協議会で示す企業の中から選ぶようにしてください。企業については、令和3年3月下旬に、下記の山形大学内のウェブサイトの「やまがたグローバル人材育成推進協議会」ホームページでお知らせします。

「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」

URL : <https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/international/tobitate/>

希望するインターンシップ先がない場合には、自ら提案することも可能ですので、サブコーディネーター及びインターンシップ先の担当者と十分相談して、決めてください。

(4) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 令和3年(2021年)8月10日(火)以降に諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画
※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。
- ② 諸外国における留学期間が28日以上2か月以内(1か月半程度推奨)の計画
※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。
※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③ 令和3年(2021年)12月31日(金)までに終了する計画(帰国日ではなく、プログラム終了日となります。)
- ④ 留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画
※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。
※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ⑤ 日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑥ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑦ アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画
※アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。
例) 日本文化紹介、地域の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう
※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってく

ださい。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

- ⑧ 留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

※危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レベル2」以上であっても、応募・選考に差し支えありませんが、留学計画開始時点及び留学計画開始後に、「レベル2」以上となった場合は、原則として、月額奨学金の支給対象外となります。

（ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、速やかな帰国が困難と在籍大学等が判断する場合を除く。）

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”、“山形県の課題解決・貢献する人物”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 人物評価

- ① 目的の方向性
社会への影響（留学の成果を地域の発展に還元できる）、独自性
- ② 目的達成に導く力
基礎思考力、意欲と熱意、成長力、コミュニケーション能力
- ③ 制度との適合性

(2) 計画評価（書面審査）

- ① 計画の目的、達成目標
明確な目的・達成目標の設定、達成目標の適切性、申請コースの適切性
- ② 計画の実施内容（計画の妥当性）
学習・実践活動の目的との整合性、修学成果
- ③ 実践的な取組
座学や知識の蓄積型ではない実践活動
- ④ 計画の発展性
学修・実践活動により得た成果を将来的に地域で活用でき、発展できるような取組
- ⑤ 留学計画の実現可能性
学修実践活動の実現可能性
- ⑥ 制度との整合性

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙1-1、別紙1-2、別紙2を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

17名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、令和3年（2021年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。

在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

(7) 令和3年（2021年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

(10) 本制度の令和3年度（第14期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和3年度（第7期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。

(11) 山形県内の高等教育機関に在籍する学生

(12) 在籍する大学等を卒業後に山形県内の企業等に就職する等、地域に定着し、地域の発展に貢献することを希望する学生。（卒業後に進学する場合は、進学先の大学院を修了した後）

なお、学年や学部、専攻等については問いません。ただし、学士課程3年生、修士課程1年生、高等専門学校4年生、短期大学1年生を推奨します。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した山形大学内のウェブサイトの「やまがたグローバル人材育成推進協議会」ホームページから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 山形大学内のウェブサイトのやまがたグローバル人材育成推進協議会

「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」

URL : <https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/international/tobitate/>

- (2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

- ① 第14期官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）…2部
- ② 自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し
…2部
- ③ 申請シート …2部
- ④ 家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等） …1部
- ⑤ 申請チェックシート …1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

※④と⑤については、紙媒体のみ提出してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

山形大学 令和3年(2021年)4月16日(金)12時必着

鶴岡工業高等専門学校 令和3年(2021年)4月9日(金)17時必着

東北文教大学 令和3年(2021年)4月12日(月)12時必着

※応募者は、各在籍大学等の提出期限までに提出してください。

※申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ ※別紙4を参照

在籍大学等への提出期限：11. 応募書類の作成及び提出(3) 在籍大学等への提出期限のとおり

本協議会への提出期限：令和3年(2021年)4月23日(金)12時必着

書面審査（一次審査）：令和3年(2021年)5月10日(月)

書面審査結果の通知：令和3年(2021年)5月11日(火)

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

- 面接審査（二次審査）：令和3年(2021年)5月15日(土)
場所：山形大学小白川キャンパス
審査方法：個人面接（プレゼンテーションを含む）
グループディスカッション
- 採否結果の通知：令和3年(2021年)6月中旬
- 事前オリエンテーション：令和3年(2021年)6月26日(土)
- 地域壮行会：令和3年(2021年)7月10日(土)
- 事前インターンシップ：令和3年(2021年)8月1日以降
(2週間(実日数10日間程度)事前インターンシップ及び事後インターンシップ合わせて4週間(実日数20日間以上))
インターンシップ先と調整のうえ決定
- 日本代表プログラムの事前研修(2日間)：令和3年(2021年)8月(予定)
海外留学の開始：令和3年(2021年)8月10日(火)以降
- 事後インターンシップ：令和3年(2021年)9月下旬～あるいは令和4年(2022年)2月～
(2週間(実日数10日間程度)事前インターンシップ及び事後インターンシップ合わせて4週間(実日数20日間以上))
インターンシップ先との調整のうえ決定
- 事後報告会：令和4年(2022年)3月中旬(予定)

13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出（留学終了後）

派遣留学生は、原則として令和3年度以内(2022年3月31日まで)に、年10回程度(3月、9月、12月予定)開催する日本代表プログラムの事後研修(2日間)のいずれか1回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に

提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト
<http://ryugaku.jasso.go.jp/>
- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト 留学大図鑑
<https://tobitate.mext.go.jp/zukan/>

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

○ やまがたグローバル人材育成推進協議会

事務局：990-8560 山形大学国際交流室内

【住所】 山形県山形市小白川町 1-4-12

【メール】 rgkokusai@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

【電話】 023-628-4118

【問合せ対応時間】 平日 8時30分～17時

令和3年度(2021年度)奨学金等の内訳(地域人材コース)

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生用>

(別紙1-1)

| 支援内容 | 支給内容 | 支給時期 | |
|-------|---|----------|-----------|
| 奨学金 | 北米、シンガポール、欧州(一部国・地域※を除く)、中近東 ※除外国・地域 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア | 160,000円 | 原則、当該月に支給 |
| | アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国・地域 | 120,000円 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給します。 ・ただし、ひと月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しません。 ・また、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外です。 | | |
| 留学準備金 | ○事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛に別途通知します。 ・在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別添2のとおり参加費を支給します。 ・オンラインでの実施となった場合は、支援の対象外です。 | | 各研修参加後に支給 |
| | ○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。 アジア地域 : 100,000円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) 上記以外の地域 : 200,000円 | | 原則、渡航前に支給 |

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金: 「原則、令和3年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費): 「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費): 「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

令和3年度(2021年度)奨学金等の内訳(地域人材コース)

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を**超える**学生用>

(別紙1-2)

※支援予定人数全体の内、1割程度を支援予定

| 支援内容 | 支給内容 | | 支給時期 |
|-------|--|---------|-----------|
| 奨学金 | 留学先地域を問わず一律 | 60,000円 | 原則、当該月に支給 |
| | ・上記以外は、「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ | | |
| 留学準備金 | ○事前・事後研修参加費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ | | 各研修参加後に支給 |
| | ○往復渡航費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ | | 原則、渡航前に支給 |

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金: 「原則、令和3年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費): 「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費): 「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

事前・事後研修参加費支援内容

| 会場 | 大学等(キャンパス)が所在する都道府県 | 支援内容 (前泊なし) | 支援内容 (前泊あり) |
|----|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 関東 | 北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 50,000円 | 54,000円 |
| | 鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県 | 40,000円 | 44,000円 |
| | 青森県、秋田県、広島県 | 25,000円 | 29,000円 |
| | 岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県 | 20,000円 | 24,000円 |
| | 宮城県、山形県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県 | 15,000円 | 19,000円 |
| | 福島県、長野県 | 10,000円 | 14,000円 |
| | 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県 | 5,000円 | 9,000円 |
| | 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 | 0円 | 0円 |
| 関西 | 北海道 | 60,000円 | 64,000円 |
| | 青森県、岩手県、秋田県、沖縄県 | 50,000円 | 54,000円 |
| | 長崎県、宮崎県 | 40,000円 | 44,000円 |
| | 宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県 | 30,000円 | 34,000円 |
| | 栃木県、群馬県、熊本県 | 25,000円 | 29,000円 |
| | 茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県 | 20,000円 | 24,000円 |
| | 山梨県、長野県、山口県、愛媛県 | 15,000円 | 19,000円 |
| | 富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県 | 10,000円 | 14,000円 |
| | 福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県 | 5,000円 | 9,000円 |
| | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 | 0円 | 0円 |

※「前泊あり」の支援は、事前・事後研修実施日程の都合上、前泊しなければ機構指定の集合時間に参集できない場合に限る。